

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年3月26日（火） 8：16～8：26

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣  
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）  
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）  
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）  
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）  
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）  
坂 本 哲 志 国務大臣（農林水産大臣）  
齋 藤 健 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）  
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）  
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）  
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）  
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪 席 者：村 井 英 樹 内閣官房副長官  
森 屋 宏 内閣官房副長官  
栗 生 俊 一 内閣官房副長官  
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 5件
- 国会提出案件 8件
- 政令 11件
- 人事 4件
- 配布 2件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、村井副長官から御説明申し上げます。

○村井内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「特別会計予算総則の規定による経費の増額」について、御決定をお願いいたします。本件は、本年度における自動車重量税の収入金額が増加するため、自動車重量譲与税譲与金を増額するものであります。

次に、「グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転」について、御決定をお願いいたします。本件につきまして、後程、防衛大臣及び内閣官房長官から御発言があります。

次に、恩赦1件について、御決定をお願いいたします。復権を行うものであります。

次に、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見の報告」を国会に報告することについて、御決定をお願いいたします。本件は、郵政民営化法に基づき、同委員会が、郵政民営化推進本部長に対して述べた意見を国会に報告するものであります。

次に、「地方財政の状況」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「令和5年防衛省と民間企業との間の人事交流」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、官民人事交流法に基づき、国会に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書5件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「郵政民営化法施行令の一部改正令」は、公金受取口座登録法等の施行に伴い、ゆうちょ銀行が行うことができる業務範囲の変更等を行うものであります。

次に、「事態対処法施行令の一部改正令」は、放送法の改正に伴い、指定公共機関の対象となる放送事業者の範囲を変更するものであります。

次に、「災害対策基本法施行令及び大規模災害復興法施行令の一部改正令」は、国の機関等から地方公共団体に派遣された職員が国から支給を受けることができないうちが在宅勤務等手当を追加するものであります。

次に、「放送法及び電波法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年4月1日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、国家公務員倫理審査会会長に秋吉淳一郎を任命すること、及び、皇嗣職侍医長加藤秀樹を願いに依り免じ、その後任に皇嗣職侍医山本晃太を任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、特命全権大使鈴木秀生のチェコ国駐劄を免ずること等を承認すること、及び同大使に広報外交を担当するための日本政府代表を命ずることについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、坂戸五郎外128名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。  
次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をフィリピン及びインドとの間でそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、フィリピンの「ダルトンパス東代替道路建設計画」に1,000億円を限度とする円借款を供与すること等について、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件について、申し上げます。令和6年度予算の関連政令7件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「地方公務員等共済組合法施行令等の一部改正令」は、同法による令和6年度の年金額の改定率等を定めるものであります。

次に、「補助金適正化法施行令の一部改正令」は、同法の適用対象となる給付金を追加及び削除するものであります。

次に、「障害者総合支援法施行令の一部改正令」は、障害児の補装具費支給制度の所得制限を撤廃するものであります。

次に、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部改正令」及び「令和6年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金等の額の算定に係る率及び割合を定める政令」は、同交付金等の額の算定基準等を定めるものであります。

次に、「農林水産省組織令の一部改正令」は、農林水産省の所掌事務の的確な遂行を図るため、水産庁に漁獲管理官を置く等の措置を講ずるものであります。

次に、「特定多目的ダム法施行令等の一部改正令」は、ダムの放流情報を周知する方法として、インターネットを用いる方法を追加するものであります。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、防衛大臣。

○木原国務大臣：四方を海に囲まれた島国である我が国において、将来にわたって空や海からの脅威に対する安全を確保するため、政府は、防衛力整備計画に基づいて、次期戦闘機の英国及びイタリアとの共同開発であるグローバル戦闘航空プログラムを推進して参りました。こうした中で、我が国防衛に必要な性能を有する機体を実現するため、グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品を我が国からパートナー国以外の国に直接移転を行い得る仕組みを持つことが、国際共同開発の成功に必要と考えています。このため、防衛装備移転三原則の運用指針を改正し、我が国から直接移転することを可能とし、実際に移転する際には、通常の審議に加え、個別案件ごとに閣議で決定することとしたく、お諮りいたします。我が国の安全保障環境に相応しい戦闘機を実現すべく、英国及びイタリアとの協議をしっかりと進めてまいります。

○林国務大臣：次に、関連して、私から申し上げます。今般の閣議決定と将来の個別案件ごとの閣議決定、いわば「二重の閣議決定」によってより厳格なプロセスを経ること、また、防衛装備移転三原則の運用指針の改正において「3つの限定」を設

けることにより、国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を引き続き堅持していくことを、より明確に示していきます。グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品を我が国からパートナー国以外の国に直接移転することの必要性和合わせて、国民の皆様や国際社会にしっかりと説明し、理解の促進に努めてまいります。

次に、総務大臣から2件御発言がございます。

- 松本国務大臣：令和6年版の「地方財政の状況」は、令和4年度の地方公共団体の決算等を内容としており、その普通会計の決算額は、歳入が121.9兆円、歳出が117.4兆円となっております。地方財政は、地方債等の借入金残高が高い水準で推移するなど、依然として厳しい状況にあります。令和6年度においても、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、必要な取組を推進してまいりたいと考えております。
- 松本国務大臣：本日、「太陽光発電設備等の導入に関する調査」の結果に基づき、経済産業大臣に対して勧告を行います。調査の結果、土砂流出、のり面の崩壊、柵塀の未設置等のトラブル事例がみられ、その未然防止や迅速な改善のためには、排水対策等の発電設備の実態把握、発電事業者への適確な指導等が必要であると考えられることから、地方公共団体からの情報等を活用した現地調査の効率的・効果的な実施や、法令違反等の状態が未改善の場合における文書指導等の着実な実施などを求めています。経済産業省におかれましては、調査結果の一部について、既に経済産業省令やガイドラインに反映していただいておりますが、今回の勧告を踏まえ、更に必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。
- 林国務大臣：次に、経済産業大臣から2件御発言がございます。
- 齋藤国務大臣：本日、「太陽光発電設備等の導入に関する調査」の結果に基づき、総務大臣より勧告がありました。経済産業省としては、本年4月に施行する改正再エネ特措法に基づき、周辺地域の住民への説明会等の認定要件化や、関係法令に違反した事業者等への交付金の一時停止措置などの事業規律の強化、地方公共団体との更なる連携や効率的・効果的な現地調査のための新たな予算措置などを行ってまいります。既に今回の調査結果の一部について改正再エネ特措法の具体化に向けた検討の参考としていたところ、今回の勧告も踏まえつつ、引き続き、関係省庁や自治体とも連携し、地域と共生した再生可能エネルギーの最大限の導入に全力で取り組んでまいります。
- 齋藤国務大臣：独立行政法人経済産業研究所をはじめ3法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 林国務大臣：次に、外務大臣。
- 上川国務大臣：独立行政法人国際交流基金の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 林国務大臣：次に、文部科学大臣。
- 盛山国務大臣：独立行政法人日本学生支援機構をはじめ3の独立行政法人の長、国

立大学法人室蘭工業大学をはじめ20の国立大学法人の長及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○林国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○武見国務大臣：独立行政法人労働者健康安全機構をはじめ4法人の長について、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○林国務大臣：次に、国土交通大臣。

○斉藤国務大臣：独立行政法人都市再生機構外1法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○林国務大臣：次に、環境大臣。

○伊藤国務大臣：独立行政法人環境再生保全機構の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

## 閣議案件

〔令和6年  
3月26日〕（火）

## ◎一般案件

- 資料あり ○ 令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費の増額について（決定）（財務省）
- 〃 ○ グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転について（決定）（防衛省・内閣官房）
- 資料なし ☆ 恩赦について（決定）（内閣官房）

## ◎国会提出案件

- 資料あり ○ 郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見の報告について（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 「地方財政の状況」について（決定）（総務省）
- 〃 ○ 令和5年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告について（決定）（防衛省）
- 〃 ○ { 1. 参議院議員須藤元気（無所属）提出NTT法廃止議論に関する再質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 衆議院議員松原仁（立憲）提出「民法等の一部を改正する法律案」における裁判所が親権者を定める要件に関する質問に対する答弁書について（決定）（法務省）
1. 参議院議員神谷宗幣（無所属）提出我が国の「移民政策」と外国人労働者に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員大石あきこ（れ新）提出2024（令和6）年度介護報酬改定のベースアップ目標に関する再質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）

1. 参議院議員須藤元気（無所属）提出日本が実施すべき半導体支援策に関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）

◎政 令

資料あり  
資料あり

- 郵政民営化法施行令の一部を改正する政令  
（決定）（内閣官房・金融庁・総務省）
- 〃 ○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）  
（内閣官房）
- 〃 ○災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令  
（決定）（内閣府本府・総務省）
- 〃 ○放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（総務省）

◎人 事

資料あり  
資料あり

- 秋吉淳一郎外1名を国家公務員倫理審査会会長等に任命し、皇嗣職侍医長加藤秀樹を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ☆特命全権大使鈴木秀生外1名に広報外交を担当するため日本政府代表を命免することについて（決定）
- 〃 ☆群馬工業高等専門学校名誉教授坂戸五郎外128名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

- ☆月例経済報告（内閣府本府）  
☆熊本県知事選挙結果調（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和6年〕  
〔3月26日〕 (火)

◎一般案件

- 資料なし ○ {
- 1. 円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換
  - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の2の書簡の交換
- について (決定) (外務省)

[○署名あり ☆署名なし]



◎政 令

資料あり  
資あり

- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省・こども家庭庁・財務省）
- 〃 ○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○令和6年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（決定）（同上）
- 〃 ○農林水産省組織令の一部を改正する政令（決定）（農林水産省）
- 〃 ○特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令（決定）（国土交通省）

[○署名あり ☆署名なし]